

令和7年7月25日開催

新庄市農業委員会第26回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和7年7月）議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日（金）午前10時00分
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	10番 五十嵐 成生
11番 田宮 成彦	13番 星川 吉和
14番 伊藤 和彦	15番 三原 幸一
16番 星川 秀男	17番 星川 豊
18番 佐藤 喜代志	19番 高山 光弥
4. 欠席した委員（1名）

12番 齋藤 謙二

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 87 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 88 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 89 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 5 報告第 70 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 6 報告第 71 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 7 報告第 72 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

事務局長	今田 新	局長補佐	鏡 彰 広
主任	結城 美緒	主 事	星川 真優

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 7 年度新庄市農業委員会第 26 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員数は 18 名です。欠席通告者は 12 番齋藤謙二委員 1 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 26 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番早坂浩樹委員と14番伊藤和彦委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の結城美緒さんと星川真優さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第87号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

ここで、15番三原幸一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

(三原幸一委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第87号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区3件、稲舟地区3件、萩野地区9件、八向地区4件、計19件ございます。

尚、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区1番につきまして、7月21日に調査確認しました。経営移譲年金受給の為の同一世帯間での使用貸借の再設定であり、問題ないと判断します。宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区2番につきまして、7月19日に調査確認しました。こちらも経営移譲年金受給の為の同一世帯間での使用貸借の再設定であり、問題ないと判断します。宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区3番につきまして、7月19日に調査確認しました。こちらも経営移譲年金受給の為の同一世帯間での使用貸借の再設定であり、問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区1番につきまして、7月20日に調査確認しました。譲渡人が現在管理する人がいないという事で、話し合いをして誰か譲り受けてくれる人を探していました。譲受人の自宅に隣接する農地の為、贈与という形になりました。宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区2番につきまして、7月22日に調査確認しました。同一世帯親子間での使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区3番につきまして、7月19日に調査確認しました。同一世帯親子間での使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区1番につきまして、7月19日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区2番につきまして、7月19日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区3番につきまして、7月19日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区4番につきまして、7月19日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区5番につきまして、7月20日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区6番につきまして、7月20日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区7番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区7番につきまして、7月20日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区8番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区8番につきまして、7月20日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区9番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区9番につきまして、7月20日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、7月17日に調査確認しました。同一世帯間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区2番につきまして、7月17日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区3番につきまして、7月17日に調査確認しました。同一世帯間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくをお願いします。

○議長

続いて、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区4番につきまして、7月20日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくをお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第87号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第87号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(三原幸一委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第3、議案第88号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第88号農地法第5条の規定による許可申請について、八向地区1件ございます。
内容につきましては議案書の通りとなっております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。
それでは、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区1番につきまして、7月21日に本人立会いのもと現地調査確認しました。周辺の農地等には影響がない事を確認し、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第88号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第88号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第89号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第89号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1件ございます。内容につきましては議案書の通りとなっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、7月22日に調査確認しました。周辺は宅地化が進んでおり、大きな店舗等も立ち並んでいます。今後も宅地化が進むと思われます。周辺の農地等には影響がないと思われる為問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第89号農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第89号農業振興地域整備計画の変更については、これを適当とし回答することに決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第5、報告第70号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第70号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区3件、稲舟地区1件、萩野地区2件、八向地区2件、計8件ございます。

内容につきましては、相続による所有権取得であっせん等の希望は八向地区2番のみと

なっております。よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第70号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第70号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第6、報告第71号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第71号農地法第18条第6項の規定による通知について、稲舟地区1件、萩野地区1件、計2件ございます。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備の無い事を確認し、受理しましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

報告第71号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第71号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第7、報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会について、萩野地区1件、八向地区1件、計2件ございます。

県より現状回復命令は無く、農地として法務局へ回答しております。内容につきましては議案書の通りとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第26回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和7年7月25日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員